

## 宝塚大学後援会 会則

### (名 称)

第1条 本会は、宝塚大学後援会と称する。

### (本 部)

第2条 本会は、大阪府大阪市北区芝田1-13-16宝塚大学内に本部を置き、必要に応じて支部を置くことができる。

### (目 的)

第3条 本会は、宝塚大学の教育や学生生活振興の使命達成に必要な協力をするをことを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の文化・体育・福利厚生に必要な助成
- (2) 学生の利用する施設設備の拡充整備の助成
- (3) 宝塚大学及び会員相互の親睦
- (4) 宝塚大学の運営に必要な助成
- (5) その他目的達成に必要な事項

### (事業経費)

第5条 本会の事業経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

### (会 員)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 宝塚大学・大学院・専攻科の在学生全員の保護者又は保証人
- (2) 特別会員 本会の趣旨に賛同する者で会長が許可したもの
- (3) 名誉会員 本会の発展に功績顕著であり、役員会で推薦された者

### (会 費)

第7条 正会員は入会の際に次の会費を納入するものとする。  
ただし、一旦、納付した会費は返還しない。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 大学の学部学生   | 40,000 円 |
| (2) 大学院修士課程学生 | 20,000 円 |
| (3) 第3年次編入学生  | 20,000 円 |
| (4) 助産学専攻科生   | 10,000 円 |

(5) 寄 付 金                      会員及び篤志家による寄付金

(資格の喪失)

第 8 条    会員は、次の各号の 1 に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が保証する在学生在が卒業、退学等により大学に在学しなくなったとき。
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。

(役 員)

第 9 条    本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 役員会で推薦し、総会で選任された者
  - (2) 副会長 若干名 会員中から会長の指名委嘱した者
  - (3) 委員 若干名 会員中から会長が適当と思われるものに委嘱した者
  - (4) 監事 2 名 役員の互選により役員中から会長が委嘱した者
2. 役員の任期は、それぞれ 1 乃至 4 年とする。ただし、再任は妨げない。
  3. 前項のほか、必要により支部長を置くことができる。

(役員の選出)

第 10 条   前項の役員は、正会員又は特別会員の中から選任する。

(役員の任務)

第 11 条   役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 委員は、会務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(顧 問)

第 12 条   本会には、会長のほか、社会との関連性の保持に必要な助言を広く聞くため、  
会長の委嘱による顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の報酬)

第 13 条   本会の役員は、すべて名誉職とする。

(事務処理)

第 14 条   会長は、会費の徴収等、本会の事務を宝塚大学事務職員に委嘱する。

(会 議)

第 15 条   本会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は、毎年 1 回及び会長が必要と認めたときは臨時に開催して会務を報告し、

必要な事項を審議決定する。総会の議長は会長もしくは会長が指名した者が務める。

3. 総会の定足数は、特にこれを定めない。
4. 前項の議決は、出席者の過半数をもって決する。
5. 特別な事情により総会の開催が困難な場合は、郵送等により正会員に審議内容を連絡し、委任状等の書面によって総会の議決に代えることができる。
6. 役員会は、会長が必要と認めたとき これらを開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 総会への提出議案
  - (2) 会則の制定および改定案の策定
  - (3) その他運営に関する重要事項

(予算の執行)

第 16 条 会長は、本会の予算の執行にあたり、宝塚大学事務局長の意見を聴取し、資料提出を求め、これを参考として執行することができる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(表 彰)

第 18 条 本会発展のために特に功労のあった者については、総会の議を経て感謝状の贈呈を行い、これを表彰することができる。

(改 正)

第 19 条 本会則は、役員会で審議し、総会の議を経て改正することができる。

附 則

1. この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 6 条第 1 号の会長は、当分の間、会長代行をもって充てる。
3. 平成 6 年 4 月 9 日一部改正
4. 平成 9 年 4 月 9 日一部改正
5. 平成 12 年 4 月 8 日一部改正
6. 平成 22 年 4 月 3 日一部改正
7. 平成 27 年 4 月 4 日一部改正
8. 平成 29 年 4 月 5 日一部改正
9. 令和元年 6 月 29 日一部改正